

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療被保険者資格証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療被保険者資格証明書等の交付に関する要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療被保険者資格証明書等の交付に関する要綱（平成21年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療被保険者証の返還通知書

あなたが納付しなければならない後期高齢者医療保険料について、未納の状況や災害など法律で定める特別な事由により保険料を納付することができない場合を除き保険料を滞納している場合は、被保険者証を返還してもらうことがあることを事前に予告し、速やかに納付していただくようお願いしていましたが、いまだに納付されておりません。

つきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項の規定により、あなた様に交付している後期高齢者医療被保険者証の返還を求めますので、次により速やかに返還してください。

なお、期日までに返還されないときは、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合第25号）第25条により10万円以下の過料が科せられます。

医療機関等で受診するときは、被保険者資格証明書が必要となりますので、被保険者証の返還と同時にこれを交付します。

また、あなたが原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の給付を受けることができるときは、別紙「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の届出書」を提出してください。

記

1 返 還 場 所 _____ 役所（役場） _____ 課

2 返 還 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 返還を求める理由

災害など法律で定める特別な事由がないのに保険料を滞納しているため。

不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒

住 所

電話番号 ()

」を「

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療被保険者証の返還通知書

あなた様が納付しなければならない後期高齢者医療保険料について、未納の状況や災害など法律で定める特別な事由により保険料を納付することができない場合を除き保険料を滞納している場合は、被保険者証を返還してもらうことがあることを事前に予告し、速やかに納付していただくようお願いしていましたが、いまだに納付されておりません。

つきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項の規定により、あなた様に交付している後期高齢者医療被保険者証の返還を求めますので、次により速やかに返還してください。

なお、期日までに返還されないときは、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合第25号）第25条により10万円以下の過料が科せられます。

医療機関等で受診するときは、被保険者資格証明書が必要となりますので、被保険者証の返還と同時にこれを交付します。

また、あなた様が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の給付を受けることができるときは、別紙「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の届出書」を提出してください。

記

1 返 還 場 所 _____ 役所（役場） _____ 課

2 返 還 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 返還を求める理由

災害など法律で定める特別な事由がないのに保険料を滞納しているため。

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課
 〒 _____ 住 所 _____ に改める。
 電話番号 _____（ _____ ）
 様式第 8 号中 「 _____ 」

年 月 日 支給決定
支給決定額 円

後期高齢者医療特別療養費支給申請書

資格証明書 の 記 号 番 号	資一	被保険者証の 記 号 番 号	
資 格 区 分	一般 一定以上 低Ⅱ 低Ⅰ	福祉医療該当	有・無
療 養 を 受 け た 被 保 険 者	氏 名		性 別 男・女
	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	
傷 病 名		診 療 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発病・負傷年月日	年 月 日		
診療、薬剤の支給又は手当 を受けた病院、診療所、薬 局その他の者の名称及び所 在地並びに診療又は調剤に 従事した医師、歯科医師又 は薬剤師の氏名	名 称		
	氏 名		
	所在地		
療 養 に 要 し た 費 用	円	被 保 険 者 が 支 払 っ た 治 療 費	円
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。 年 月 日 秋田県後期高齢者医療広域連合長 様 住 所 _____ 申請者 氏 名 _____ 電 話 _____			

振 込 金 融 機 関	支払区分	1. 口座振込 2. 窓口支払	<input type="checkbox"/> 秋田銀行 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 秋田県信用組合 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 北都銀行 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> J A _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 労働金庫 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> _____ 支店・本店
	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他	口座番号 _____ (フリガナ) 口座名義 _____

受 理 代 理 人 の 欄	本請求に基づく給付金の受領を代理人に委任します。 _____ 年 月 日		年 月 日提出
	申請者 氏 名 _____		受付日付印
	代理人の 氏 名	_____	
代理人の 住 所	〒 _____		

」を「

年 月 日 支給決定
支給決定額 円

後期高齢者医療特別療養費支給申請書

資格証明書 の 記号番号	資一	被保険者証の 記号番号	
資格区分	一般 一定以上 低II 低I	福祉医療該当	有・無
療養を受けた 被保険者	氏名		性別 男・女
	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	
傷病名		診療期間	年 月 日から 年 月 日まで
発病・負傷年月日	年 月 日		
診療、薬剤の支給又は手当 を受けた病院、診療所、薬 局その他の者の名称及び所 在地並びに診療又は調剤に 従事した医師、歯科医師又 は薬剤師の氏名	名称		
	氏名		
	所在地		
療養に要した費用	円	被保険者が 支払った治療費	円
<p>上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>秋田県後期高齢者医療広域連合長 様</p> <p>住所 _____</p> <p>申請者 氏名 _____ ㊟</p> <p>電話番号 _____</p>			

振込 金 融 機 関	支払区分	1. 口座振込 2. 窓口支払	<input type="checkbox"/> 秋田銀行 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 秋田県信用組合 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 北都銀行 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> J A _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> 労働金庫 _____ 支店・本店 <input type="checkbox"/> _____ 支店・本店
	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他	口座番号 _____ (フリガナ) 口座名義 _____

受領代理人の欄	本請求に基づく給付金の受領を代理人に委任します。 年 月 日		年 月 日提出
	申請者 氏名 _____ ㊟		
	代理人の氏名	_____ ㊟	
代理人の住所	〒 _____		

」に改める。

様式第9号中「

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療給付一時差止通知書

年 月 日付け申請のあった医療給付支給申請について、下記金額の支給が決定されましたが、あなた様が納付すべき後期高齢者医療保険料が納付されておられませんので、高齢者の医療の確保に関する法律第92条第1項（第2項）の規定により、医療給付額の一部（又は全部）の支払を一時差し止めましたので通知します。

記

1 差し止めした医療給付金額	_____円
2 支給決定された医療給付の種類	_____円
3 2 の 医 療 給 付 金 額	_____円
4 差 引 支 払 金 額	_____円
5 差 し 止 め し た 事 由	後期高齢者医療保険料の滞納のため
滞納保険料	_____年度_____期 _____円
	_____年度_____期 _____円
	_____年度_____期 _____円
	合 計 _____円

差し止事由に係る後期高齢者医療保険料を完納した場合又は当該後期高齢者医療保険料の滞納につき災害その他法律で定める特別な事情があると認められる場合等は一時差し止められている医療給付を支払います。

後期高齢者医療保険料を納付することができない災害など法律で定める特別な事由がある場合は、本通知及び納付できない事由を明らかにする書類を持参のうえ、
_____役所（役場） _____課までご相談ください。

不服申立て及び取消訴訟
この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でない限り、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

_____役所（役場） _____課

〒

住 所

電話番号 ()

」を「

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療給付一時差止通知書

年 月 日付け申請のあった医療給付支給申請について、下記金額の支給が決定されましたが、あなた様が納付すべき後期高齢者医療保険料が納付されておきませんので、高齢者の医療の確保に関する法律第92条第1項（第2項）の規定により、医療給付額の一部（又は全部）の支払を一時差し止めましたので通知します。

記

1 差し止めした医療給付金額	_____円
2 支給決定された医療給付の種類	_____円
3 2 の 医 療 給 付 金 額	_____円
4 差 引 支 払 金 額	_____円
5 差 し 止 め し た 事 由	後期高齢者医療保険料の滞納のため
	_____年度_____期 _____円
	_____年度_____期 _____円
	_____年度_____期 _____円
	合 計 _____円

差止事由に係る後期高齢者医療保険料を完納した場合又は当該後期高齢者医療保険料の滞納につき災害その他法律で定める特別な事情があると認められる場合等は一時差し止められている医療給付を支払います。

後期高齢者医療保険料を納付することができない災害など法律で定める特別な事由がある場合は、本通知及び納付できない事由を明らかにする書類を持参のうえ、
_____役所（役場） _____課までご相談ください。

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課
〒 _____ に改める。

住 所
電話番号 ()

様式第10号中「

第 号
年 月 日
様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料控除通知書

あなたの後期高齢者医療の保険給付につきまして、一時差止を行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに後期高齢者医療保険料が納付されていません。

高齢者の医療の確保に関する法律では滞納の方に対し、一時差止の対象となっている後期高齢者医療給付費から滞納保険料を控除する措置が第9条第3項において定められています。したがって同項に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので通知します。

記

被保険者番号	被保険者氏名
--------	--------

一時差止の給付の内容(A)			控除保険料(B)					
診療年月	入外	種類	給付額(A)	相当年度	賦課年度	期別	保険料額(B)	納期限
給付額合計				控除保険料合計				

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A-B)

不服申立て及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でない限り提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所
電話番号 ()

」を「

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料控除通知書

あなたの後期高齢者医療の保険給付につきまして、一時差止を行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに後期高齢者医療保険料が納付されていません。

高齢者の医療の確保に関する法律では滞納の方に対し、一時差止の対象となっている後期高齢者医療給付費から滞納保険料を控除する措置が第92条第3項において定められています。したがって同項に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので通知します。

記

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

一時差止の給付の内容(A) 控除保険料(B)

診療年月	入外	種類	給付額(A)	相当年度	賦課年度	期別	保険料額(B)	納期限
給付額合計				控除保険料合計				

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A-B)

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課
〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____（ _____ ）

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。